



2026 年 6 月 26 日

各 位

会社名 株式会社アスモ
代表者名 代表取締役社長 長井 尊
(コード番号：2654 スタンダード市場)
問い合わせ先 管理本部長 米山 和恵
(TEL. 03-6911-0550)

従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	払込期日	2026 年 7 月 24 日
(2)	処分する株式の種類および数	当社普通株式 8,000 株
(3)	処分価額	1 株につき 391 円
(4)	処分価額の総額	3,128,000 円
(5)	割当予定先	当社の従業員 1 名 8,000 株

2. 処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員(以下、「対象者」といいます。)を対象に、対象者が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、対象者と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、各対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 3,128,000 円(以下「本金銭報酬債権」という。)、普通株式 8,000 株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、割当予定先である対象者 1 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)

について割当を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

対象者は、2026 年 7 月 24 日（以下「本払込期日」という）から 2029 年 7 月 23 日まで（以下「本譲渡制限期間」という。）の期間、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除

対象者は譲渡制限期間の開始日である 2026 年 7 月 24 日から 2029 年 7 月 23 日までの期間（以下「役務提供期間」という。）、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象者が死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、当該時点において対象者（ただし、対象者が死亡により退任した場合は対象者の相続人）が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(4) 役務提供期間中の退任等の取扱い

対象者が役務提供期間中に当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合（ただし、退任と同時に取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位のいずれかに就任又は再任する場合及び死亡による退任の場合を除く）には、当社は、本割当株式のうち、本払込期日から退任日までの継続勤務年数（1 年未満は切り捨てる。）に本割当株式数の 3 分の 1 を乗じた数（1 株未満の端数は切り捨てる。）を超える株式について振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって当該株式の全部を無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除することができる。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本

割当株式のすべてを、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2026年6月25日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である391円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上